

令和5年第4回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和5年4月28日(金) 15時11分
出席委員 (18名)	1番 二月田 努 2番 中 園 真 一 3番 相 良 悟 4番 鎌 田 陽 一 5番 中 村 優 志 7番 松 下 さえ子 (会長職務代理者) 8番 有 村 啓 太 9番 東 鶴 昭 雄 10番 上 原 雄 二 11番 清 水 和 子 12番 岡 村 勝 敏 13番 山之内 悟 14番 笹 峯 久 雄 15番 大 山 茂 美 16番 長 崎 恵里子 17番 今 村 浩 一 18番 常 盤 信 一 19番 槐 島 睦 夫 (会 長)
欠席委員 (1名)	6番 田 代 一 友
事務局 振興農地グループ	事務局長 堀ノ内 敬久 グループ長 秋窪 貴洋 サブリーダー 中村 真貴子 主 査 剥岩 泰三 主 査 徳永 香理 主任主事 水迫 時巳 主任主事 内田 大作
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1「農地利用変更届」について 2「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・農地中間管理権の設定)の意見決定」について 3「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 5「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 6「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について

開 会 15時11分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	令和5年第4回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。 本日の総会につきましても、マスクの着用や換気など、感染防止対策を講じて進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。 まず、本日の出席農業委員ですが、6番委員より欠席届が出されておりますので18名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。

	事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長（会長）	ご異議なしとのことですので、本日の議事録署名委員は 13 番委員と 14 番委員の両名を指名いたします。よろしくお祈りします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	[会長等が出席した会議等について報告]
議長（会長）	それでは、さっそく議事に入ります。

△ 議案第 1 号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第 1 号「農地利用変更届」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更届が 1 件提出されておりますので審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。 隼人 1 を 10 番委員。
10 番委員	はい。1 号 1 番を報告いたします。届出地は隼人中学校の北に位置しており、現況は不耕作である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は、切土を 0.2m、盛土黒土を 0.4m 行うものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	はい。調査委員による報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等がございますか。
	[「なし」との声あり]
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 1 号「農地利用変更届」については、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	はい、全員賛成です。よって本案件は、受理することに決定をいたしました。

△ 議案第 2 号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画の意見決定」についてを議題といたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転 7 件、利用権設定 100 件、中間管理権の設定 6 件、合計 113 件について、市長より意見を求められております。また、農地法第 18 条第 6 項の解約通知が 41 件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項農用地利用集積計画の意見決定」につきまして報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転 7 件、筆数 8 筆、面積 27,221 m ² 。利用権設定 100 件、筆数 163 筆、面積 267,795 m ² 。中間管理権設定 6 件、筆数 7 筆、面積 4,902 m ² 。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等がございますか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長（会長）	それでは、ご質疑等ないようですので質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経

	営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているとのことです。お諮りいたします。議案第 2 号「農用地利用集積計画の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に答申することといたします。

△ 議案第 3 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 3 条の規定による許可申請が 7 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、溝辺 1 を 3 番委員。
3 番委員	3 号 1 番についてご報告いたします。申請地は鷹屋神社の南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは、1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、国分 2 を 17 番委員。
17 番委員	はい。3 号 2 番でございます。申請地は青葉小学校の南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われれます。以上です。
議長（会長）	同じく国分 3、4 を 18 番委員。
18 番委員	3 号 3 番、4 番続けて報告をさせていただきます。 3 号 3 番。申請地はこがのもりコミュニティ広場の北東に位置し、現況は田であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておられません。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められます。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われれます。 次に 4 番です。申請地は西瓜川原公民館の南に位置し、現況は畑です。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておられません。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められます。備考欄にありますように、空き家バンクの付随地で活用するというようになっております。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われれます。以上です。
議長（会長）	次に、隼人 5、6 を 5 番。
5 番委員	3 号 5 番を報告します。申請地は野久美田公民館の南東に位置し、現況は田である。申請地には※※さんが令和 7 年 6 月まで使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって合意解約が同時申請されている。受人の※※さんは 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

	<p>続きまして3号6番を報告します。申請地は松山公民館の北東に位置し、現況は不耕作である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	<p>同じく隼人7を7番委員。</p>
7番委員	<p>3号7番について報告をいたします。申請地は隼人松永地区公民館の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。なお、10年前からこの土地で野菜作りをされていて、今回、買ってほしいという依頼で申請をされました。そして自分も野菜作りをしていきたいということで、楽しんでいきたいということでした。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>はい。ご苦勞様でした。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等何かございますか。</p>
	<p>〔「なし」との声あり〕</p>
議長（会長）	<p>それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>〔全員挙手〕</p>
議長（会長）	<p>はい。全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。</p>

△ 議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	<p>次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が4件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。</p> <p>まず、隼人1を16番委員。</p>
16番委員	<p>4号1番について報告いたします。申請地は隼人中学校の北に位置しており、現況は畑である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、溝辺2を8番委員。</p>
8番委員	<p>4号2番を報告します。申請地は瀬竹公民館の東に位置し、現況は植林済である。なお、令和5年3月頃植林してしまったという始末書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、隼人3を5番委員。</p>
5番委員	<p>4号3番を報告します。申請地は新川公民館の南東に位置しており、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地について</p>

	は、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上報告します。
議長（会長）	同じく準人4を7番委員。
7番委員	4号4番について報告をいたします。申請地は市営天降川団地の北に位置し、現況は駐車場である。なお、平成25年頃駐車場にしてしまったという経緯書が添付されています。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われます。転用目的は貸駐車場にするものであり、既に実行済であります。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい。調査委員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではないようですので、質疑を終了させていただきます。お諮りいたします。議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、5月10日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が15件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、国分1、2を1番委員。
1番委員	5号1番。申請地は上小川小学校の北西に位置し、現況は造成済である。農地区分は第1種農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的は現場事務所1棟、仮設トイレ1基、倉庫1棟、工事用駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和5年5月10日から令和6年5月9日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。なお、経緯書が添付されており、前回の公共工事に引き続き一時転用でそのまま継続利用するという事で経緯書が添付されています。 続きまして5号2番。申請地は敷根東集会所の北東に位置し、現況は保全管理である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上のとおり現地調査を実施しましたので報告いたします。
議長（会長）	同じく国分3、4を13番委員
13番委員	5号3番、4番を続けて報告をいたします。 まず、5号3番です。申請地は旧敷根保育園の西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建設するも

	<p>のであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして5号4番を報告いたします。申請地は敷根地区集会所の北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分5を17番委員。
17番委員	<p>はい。5号5番でございます。申請地は国分中央高校の南東に位置しており、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分6、7を18番委員。
18番委員	<p>5号6番、7番を続けて報告をさせていただきます。</p> <p>6番。申請地は剣之宇都公民館の北東に位置し、現況は不耕作であります。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われま。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われま。また、隣接地宅地の279.63㎡を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は726.63㎡であります。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われま。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われま。</p> <p>7番。申請地は姫城公民館の西に位置し、現況は不耕作であります。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われま。転用目的は山林にするものであり、進入路がないため通行承諾書が2通提出をされており、計画性も妥当であるため実現は確実と思われま。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われま。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われま。以上です。</p>
議長（会長）	次に、霧島8を2番委員。
2番委員	<p>議案第5号8番。申請地は田口公民館の西に位置し、現況は田である。なお、令和5年3月頃造成してしまったという始末書が添付されております。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われま。転用目的は工事用仮設道路、資材仮置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和5年5月10日から令和6年5月9日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上報告をいたします。</p>
議長（会長）	次に、隼人9から11までを5番委員。
5番委員	<p>5号9番を報告します。申請地は隼人塚団地公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満た</p>

	<p>していることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 5 号 10 番を報告します。申請地は県営隼人団地の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 2 棟、通路を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>続きまして 5 号 11 番を報告します。申請地は隼人中学校の南に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地宅地の 210.20 m²を一体利用するもので、全体計画面積は 309.20 m²である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	同じく隼人 12 から 14 までを 7 番委員。
7 番委員	<p>5 号 12 番から 14 番まで続けて報告をいたします。</p> <p>まず、5 号 12 番について報告をします。申請地は山野公民館の南東に位置し、現況は田である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 11 棟、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地宅地の 80.17 m²を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は 2,831.17 m²である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 5 号 13 番について報告します。申請地は霧島市立医師会医療センターの南西に位置し、現況は田である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 8 棟、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地 5 条申請地の 1,015 m²を一体利用するものであり、また、その同意は得られている。全体計画面積は 2,309 m²である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>5 号 14 番について報告いたします。申請地は霧島市立医師会医療センターの南西に位置し、現況は田である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 1 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に、福山 15 を 19 番に代わり 7 番委員。
7 番委員	<p>5 号 15 番について代理報告をいたします。申請地は比曾木野地区公民館の南に位置し、現況は畑と物置である。なお、平成 10 年頃物置にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は農業用倉庫、物置を建設するものであり、既に実行済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	はい。ご苦労様でした。調査委員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等は何かございませんか。

	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。つきましては、5 月 10 日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第 6 号 「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 6 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が 2 件提出されておりますので審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1 を 17 番委員。
17 番委員	はい。6 号 1 番でございます。申請地は川原小学校の北に位置しており、現況は現場事務所 1 棟、工事用駐車場であります。今回の申請については、公共工事の工期延長のための一時転用期間延長になりますので、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われま。なお、経緯書も添付されております。そして変更後の転用期間は、令和 5 年 5 月 10 日から令和 5 年 7 月 11 日までになっております。以上でございます。
議長（会長）	次に、隼人 2 を 7 番委員。
7 番委員	6 号 2 番について報告をいたします。申請地は霧島市立医師会医療センターの南西に位置し、現況は田である。転用目的は建売住宅 8 棟、通路を建設するものである。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。用排水の関係は、家庭用排水は浄化槽を通じて水路に流す計画のため問題ないものと思われま。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われま。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい。只今の報告につきまして、ご質疑・ご意見等はございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	はい。それではご質疑等ないようですので、質疑終了いたします。お諮りいたします。議案第 6 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は承認することに決定をいたしました。 以上で、令和 5 年第 4 回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。 次に、その他はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではないようですので、以上で令和 5 年第 4 回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。 本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

閉会 15 時 50 分